

## 表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

なお、持分9分の2については、「表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）」として登記を行う予定です。

令和8年3月13日 広島法務局尾道支局 登記官 山本勝宏

## 記

- 1 手続番号  
第2403-2025-0005号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
三原市宗郷五丁目3657番
- 3 地目  
山林
- 4 地積  
36 m<sup>2</sup>